

2023 年度入学試験問題 出題趣旨（憲法）

県立高校内で発行される文芸誌に教師が寄稿した小説の切除を校長が命じたという事案に含まれる憲法上の問題を問う設問である。モデルとなっている事例はあるが（前橋地判平成 12 年 11 月 1 日、東京高判平成 14 年 5 月 9 日、最一小判平成 16 年 7 月 15 日）、その知識を求めるものではなく、また本問の事案はモデルと同一ではない。本問を考えるうえで参考になる事例としては、旭川学テ事件（最大判昭和 51 年 5 月 21 日）、九条俳句事件（さいたま地判平成 29 年 10 月 31 日、東京高判平成 30 年 5 月 18 日、最一小決平成 30 年 12 月 20 日）、君が代起立斉唱事件（最二小判平成 23 年 5 月 30 日、最一小判平成 23 年 6 月 6 日、最三小判平成 23 年 6 月 14 日）などがある。

X の側からは、表現の自由を中心に議論を組み立てることになろう。しかし、部活動の成果発表の場として校費により刊行されている文芸誌への小説の掲載が問題となっており、教師の側から当然のように「表現の自由」を主張できるわけではない。表現の場の性質や教師が本問のような形で小説を発表する行為の評価などを踏まえ、さらに教師の教育の自由といった視点も意識して、周到に憲法論を組み立てる必要がある。

Y 県側からは、問題文にある校長 B からの指摘に加えて、文芸誌は部活動の成果として校費で出版されており A 高校の教育活動の一環である、X は A 高校の教員（公務員）であり A 高校の教育方針に従うべきである、小説自体の発表が禁じられているわけではない、といった反論が予想される。

こうした反論を想定しつつ、X の側からは、表現の自由の主張を補強するような工夫が求められよう。A 文芸が教師を含む表現の場として運用されてきた面があること、これまでも掲載が不許可となった例はなく、また今回も一旦は許可が与えられていること、切除の命令は特定の見解（学校の教育方針の批判）を規制するものであること、X が学校の教育方針に従うべきであるとしても、小説はフィクションであり指摘されるような懸念はあたらないこと、などを主張できようか。加えて、小説は、X の個人的な表現行為であるだけでなく、教師としての教育の自由にも関わっていると論じることで、さらに主張を補強することも考えられよう。

結論はいずれでもかまわないが、X の側からストレートに表現の自由を主張することが難しいという点を意識しつつ、また事案をも踏まえながら、丁寧な、かみ合った議論を展開してほしい。